

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 新居田 弘文

1 日時

平成 22 年 7 月 1 日（木曜日）

午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 12 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、佐々木博委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、平沼健委員、工藤勝博委員、田村誠委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千葉担当書記、熊谷担当書記、小友併任書記、漆原併任書記、伊藤併任書記

6 説明のため出席した者

小田島農林水産部長、高前田理事、橋本副部長兼農林水産企画室長、徳山農政担当技監、須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、寺島技術参事兼水産振興課総括課長、小岩農林水産企画室企画課長、長岡団体指導課総括課長、小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、杉原農業振興課総括課長、千田農業振興課担い手対策課長、工藤農業普及技術課総括課長、沼崎農村計画課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、山田畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、堀江林業振興課総括課長、藤川森林整備課総括課長、阿部森林整備課整備課長、佐賀森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、松岡競馬改革推進室長、菅原競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事、平野競馬改革推進室特命参事

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 委員席の変更
- (2) 所管事務調査
- (3) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに委員席の変更を行いたいと思います。委員の所属変更に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、今回は当農林水産委員会に付託されている案件がございませんので、所管事務の調査を行いたいと思います。所管事務の調査につきましては、口蹄疫の初動防疫対策について調査することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議がありませんので、さよう決定いたします。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、説明はパワーポイントを使用して行うとのことですので、あらかじめ御了承願います。それでは、当局から説明を求めます。

○千葉畜産課振興・衛生課長 それでは、口蹄疫の初動防疫対策について御説明申し上げます。

初めに、お配りしております資料をごらんいただきと思います。

まず、本県におきます口蹄疫の防疫対策の基本的な考え方ですが、本県は口蹄疫が発生していない低条件でありますので、発生地域からのウイルスの侵入防止と、万一本県で発生した場合の迅速な蔓延防止により、被害を最小限に食い止めることが重要であります。

県では平成16年度に、国の防疫指針に基づき、診断や殺処分方法などの防疫手順を定めました岩手県口蹄疫防疫マニュアルを定めておりまして、今回宮崎県での発生を受け、この見直しを行いました。

まず5月に市町村、団体の執務者を対象として、県マニュアルを用いた初動防疫の演習を行い、その結果を踏まえ、今回の宮崎県で問題となっていました豚の殺処分、埋却方法を明記すること、防疫措置に必要な人員を市町村、農協等と協力して速やかに確保することなどを加えました。

また国は、宮崎県での事例を踏まえ、この6月24日に新たな口蹄疫防疫措置実施マニュアルを公表しましたので、さらにそれを踏まえ修正を行いました。

国のマニュアルでは、基本方針として監視体制の強化、迅速な殺処分と埋却による蔓延防

止を図るため、家畜保健衛生所の獣医師が農家の通報から原則2時間以内にその農場に到着すること。そして、口蹄疫の判定は、国が現地から送信される写真判定と、従来から行っております遺伝子検査を行うこと。

次に、疑似患畜と判定されれば、殺処分を判定後24時間以内に、さらに死体の埋却を72時間以内に行うなど、迅速な殺処分と埋却のための判断が示されましたので、これに基づき県のマニュアルを見直しました。

見直したマニュアルによる初動防疫対策の手順であります。資料3の図の左側に示しましたように、農家から通報を受けまして家畜保健衛生所による診断。口蹄疫と判定されたら、直ちに知事を本部長とする対策本部を設置し、発生農場と周辺地域に対しそれぞれ防疫措置を行うこととなります。

ここからパワーポイントを用いまして、防疫対策の具体的な内容を説明させていただきます。

まず口蹄疫であります。口蹄疫は家畜伝染病予防法に定められております法定伝染病で、ウイルスにより感染。伝染性が極めて強く、治療方法がなく、経済的損失が極めて大きいため、発生したら迅速な殺処分と埋却処理を行う必要があります。

左側の写真は、実際に宮崎県で発生した豚の症状を示しております。上の写真は豚の鼻先にできた——矢印の先に二つほどありますが、水泡が見えます。下の写真は、ひづめにできた水泡がつぶれた様子です。ひどいものになりますと、右側の先のひづめが落ちて血だらけになっている豚も結構いるというふうに聞いております。

それでは、口蹄疫の初動防疫対策につきまして、順を追って説明いたします。

まず、防疫対策は農家から家畜保健衛生所への通報から始まります。したがって、農家の皆さんと家畜保健衛生所との連携が重要でありますので、家畜保健衛生所では日ごろから農家の皆さんに毎日、家畜の健康検査を行い、異常があったら直ちに家畜保健衛生所に通報するようお願いしております。

通報を受けました家畜保健衛生所は、農家に対しまして、異常を示す家畜の隔離はもちろんでありますけれども、応急的な処理、それからほかの家畜あるいは犬、猫——これは体にウイルスをくっつけて運んでしまうということを防止するために、つなぐようお願いします。また、家畜やえさ、それから酪農家であれば生乳の移動をしないようお願いすることになります。また、診療した獣医師に対しても農場での待機をお願いしまして、口蹄疫が指定されるまで、ほかの農場での診療中止をお願いすることになります。

通報を受けました家畜保健衛生所は、通報から2時間以内に農場に駆けつけます。画面に赤字で表した部分は、新しい国のマニュアルに基づいて今度示されたもので、以降、赤字で書いたものは、そういった国の新しいマニュアルで示された内容であります。農場に到着しました獣医師は臨床検査を行います。それから、デジタルカメラで写真を撮影し、国に送信し、国が写真判定を行い、口蹄疫と判定されたら直ちに防疫措置に移ります。

宮崎県では、実際に写真判定で口蹄疫と判定し、殺処分までの時間を大幅に短縮しており

ます。

写真判定ができない微妙なケースでは、口蹄疫が否定できないということになりますので、家畜保健衛生所の職員が直ちに検査材料を東京都の小平市にある国の動物衛生研究所に直接持ち込みまして、ウイルス、遺伝子の精密検査を行うこととなります。岩手県を出発して、判定がわかるまでに約 12 時間を要します。

万一、口蹄疫と判定されましたら、県では直ちに知事を本部長とする対策本部を立ち上げます。また、市町村におきましても、同じく対策本部を設置していきます。また国は、口蹄疫対策本部を設置するとともに、専門官を県に派遣し、各県からの獣医師の派遣や防疫資材の手配などを行うこととなります。また県では、口蹄疫の発生について公示を行います。

次に防疫措置であります。防疫措置は、発生農場と周辺農場に対してそれぞれ行うわけですが、まず、発生農場に対する防疫措置について説明いたします。殺処分は判定から 24 時間以内に、埋却は 72 時間以内に実施いたします。殺処分は基本的に薬殺で行います。埋却は、幅 8 メートル、深さ 4 メートルの溝を掘り、死体を置いた後に 2 メートル以上の覆土を行います。また溝の中には、敷料やえさなどウイルスで汚染されたものすべてを埋却します。そして、畜舎の消毒は 1 週間おきに 3 回以上行うこととなります。

次に、周辺地域の防疫措置であります。口蹄疫と判定された後 72 時間は、家畜伝染病予防法により、蔓延防止のために、一般の人、車両を含めすべてのものの移動、搬出、搬入の制限をすることができます。これは、蔓延防止に欠かせない措置でありますので、警察、市町村と協力して迅速に行いたいと考えております。

また、発生農場から半径 10 キロメートル以内を移動制限区域、その外側から半径 20 キロメートル以内を搬出制限区域に設定します。移動制限区域の期間は、最終発生の例の殺処分が完了した後 21 日間となっておりますが、発生の状況によっては延長を行います。宮崎県では、かなり延長しております。

移動制限の対象となるものは、家畜やウイルスで汚染されたえさとか物品すべてです。このほか、家畜共進会、家畜市場、屠畜場なども閉鎖されます。さらに疫学調査として、発生農場で発生前 21 日以内に移動した家畜についても調査の対象となります。

移動制限区域に対しては、新たな国のマニュアルによって防疫措置が新しく定められました。発生農場から半径 3 キロメートル以内の農場に対する聞き取り、それから半径 1 キロメートル以内の農場の全頭ウイルス検査の実施、大規模な肉用肥育牛、養豚場の臨床検査を行うこととなりました。宮崎県で 6 月に入って発生した都城市や日向市などでは、この方法が行われ成果が上がっております。

防疫措置を行った跡地は、移動制限の解除を行います。行うためには、殺処分を完了した後 7 日目から、半径 3 キロメートル以内の農場と疫学関連農場すべてについて、臨床検査と遺伝子の精密検査、抗体検査を行い、また、半径 3 キロメートルから 10 キロメートル以内の農場についてすべて臨床検査を行い、新たな発生が 21 日間以上なければ移動制限が解除となります。

さらに、日本が口蹄疫の清浄国に復帰するためには、国際獣疫事務局の規定をクリアする必要があります。今回、日本では緊急的に、殺処分を前提としたワクチン接種を行いましたので、ワクチン接種をしたすべての家畜の殺処分後3カ月間発生がなければ、清浄化の申請を行うこととなります。

ここからは、実際に防疫作業の写真をごらんいただきたいと思います。

左側の写真は、埋却の溝を掘りまして、殺処分した家畜——真ん中の黒っぽいところが牛ですけれども、牛の死体を溝に入れます。溝に入れましたら消石灰で消毒をしまして、死体を埋却いたします。埋却した後、右側のような形で覆土が上がりますが、2メートル以上の覆土になりまして、3年間発掘を禁止することになります。

農場の消毒ですけれども、農場は、畜舎の消毒はもちろんですけれども、汚染された物品すべて——ふん尿あるいは敷きわら、すべてが消毒の対象となります。

左側の写真は、獣医師とか作業員が作業前に集合する支援人員集合施設の風景でございます。一般的には、この施設には公民館などが利用されますが、作業に行く獣医師などは、一たんここに集合し、現場にはバス等で集団移動いたします。農場での防疫作業は密度の高い防護服を着用して行いますので、長時間の作業がつかなく、右側にあるような現地拠点施設で休憩しながら、作業の安全管理を行って、殺処分なり埋却の作業を進めてまいります。

次に消毒ポイントですけれども、この消毒ポイントというのは、人とか車両の移動によって、ウイルスを移動制限区域あるいは搬出制限区域の外側に持ち出さないということで、道路に消毒する箇所を設置します。6月4日に施行された口蹄疫の特別対策措置法で、畜産関係車両だけではなく一般の車両も対象となりましたので、効果は上がったものと思われま

す。これは、4月20日に宮崎県で初発以来、6月18日——最終発生ですけれども、まで291農場で発生しましたが、その発生頭数を日にちごとに赤い棒グラフ、埋却した頭数を青い棒グラフで示しております。緑色の折れ線グラフは、殺処分できずに飼育されていた埋却対象頭数を示しておりますが、豚で多発した5月の初めごろから、緑の折れ線グラフが急激に増加していることがわかります。

ワクチン接種は、真ん中辺に下向きの緑色の矢印で示しておりますが、5月22日から26日に行われまして、その後約1週間ごろから、赤い棒グラフの発生頭数が減少しております。そのワクチン接種後、各県の応援をもらってかなり埋却を行いましたので、青色の埋却と緑色の折れ線グラフが順次減ってきてまして、6月24日に発生農場すべての殺処分を完了しております。また、昨日は、ワクチン接種をした家畜全頭の殺処分を終えております。

清浄化の見通しであります。これはあくまでも今後発生がないという仮定のもとでございますが、宮崎県では発生農場及びワクチン接種した家畜の頭数全頭の殺処分を終えておりますので、これから早ければ7月16日には、すべての移動制限が解除されると思われま

す。それから、ワクチン接種を昨日終わりましたので、国際獣疫基準の規定によりまして、そ

れから3カ月間発生がなければ国際獣疫事務局への清浄化の申請を行うこととなりますので、恐らく10月ごろになるのではないかと。通常、国際獣疫事務局での審査には2カ月程度を要しているようですので、早ければ年内に清浄化がされることを期待しております。以上で説明を終わります。

○新居田弘文委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○喜多正敏委員 宮崎県に、本県からも獣医師が応援に行ったということですが、その際の経費はどういうふうになっているのでしょうか。

それから、埋めるわけですけれども、その用地がなかなか手当てができなくておくれたというようなお話がありましたが、本県の場合は、そういったところについてはどういうふうな取り組みがなされているのでしょうか。

○千葉畜産課振興・衛生課長 獣医師の派遣の経費でございますが、これは宮崎県のほうで負担することになります。宮崎県の要請を受けて獣医師を派遣することになっておりますので、宮崎県のほうで経費を負担するということになっております。

それから、死体の埋却に必要な用地の確保でございますが、本県でもこの宮崎県の発生を受けまして、いろいろ会議あるいは先ほど御説明しました防疫演習などを通じまして用地の確保に努めておりまして、現在各農場ごとに確保するよう市町村と一緒にやっておりますけれども、約9割ぐらいの農場で事前の確保の調整を終えております。

○喜多正敏委員 そうしますと、発生規模にもよるわけでありましてけれども、宮崎県の場合は各県から獣医師の応援をいただいたということでもありますから、経費的にあるいは総人数でどれぐらいの体制で対応されたのでしょうか。

○千葉畜産課振興・衛生課長 獣医師ですけれども、今回は全国から延べ3,000人ぐらい応援に駆けつけたと聞いております。

○喜多正敏委員 病気になった直接的な被害もそうですけれども、そうした応援体制についてもかなりの経費がかかったというような形でしょうか。これで終わりますが、そのときの旅費と宿泊料と、それから獣医師の技術料というのでしょうか、日当というのでしょうか、そういったものは1日当たりどのぐらいになるのでしょうか。要請を受けた際の、何か基準があるのでしょうか。

○千葉畜産課振興・衛生課長 獣医師の経費ですけれども、宮崎県全体で幾らぐらいかかったかちょっとわかりませんが、本県から派遣された獣医師の場合は、旅費で1人10万円（後刻20万円に訂正）ぐらい、1週間でかかっております。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 防疫に携わった獣医師に対する手当等が出されております。これは、一般職の職員の特殊勤務手当ということで規定されておりまして、感染症等の病原体を有する家畜もしくは感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に対する手当ということで規定されておりまして、今回の場合につきましては、その規則で定めておりまして、1日につき290円の手当を交付するということになっております。

○千葉畜産課振興・衛生課長 済みません。旅費ですけれども、1週間で20万円です。

○工藤勝博委員 2件についてお伺いしますけれども、宮崎県では10年前にも発生したということをお伺いしておりますし、そのときには北海道まで飛び火したということで、大変またその当時は大騒ぎだったと思いますが、10年といえば、まずは多分、どの農家にも記憶に残ったと思うのですけれども、そのときの教訓というのは、今回の発生の際に生かされておったのか。

もう一つは、今回の場合、初期の始動といいますか、判定が手おくれたったということも伺っておりますけれども、その辺の確認というのはどの程度までできているのか、お伺いしたいと思います。

○千葉畜産課振興・衛生課長 10年前の宮崎県の件でございますけれども、宮崎県では10年前の発生を踏まえまして、宮崎県独自のマニュアルをつくっていたということをお伺いしておりますので、恐らくそういったものに基づいて今回も動いたものだというふうに思います。ただ今回の場合は、ある程度症状が、前回の10年前とは少し様子が違っておりました、伝染性という面で少し弱く出たというふうに聞いておりました、初動の対応がおくれたというふうなことを聞いております。

それから、本県の初動のあり方ですけれども、今回宮崎県でいろいろな形で報道されておりますけれども、この初動につきましては、やはり農家と家畜保健衛生所が一体になって、農家で初めて発見しないと検査まではいかないということが一番でありますので、そういったことをいろんな座談会だとかパンフレットを通じまして、農家のほうには日ごろからいろんな機会を通じまして周知をして、そういった初動態勢のまず一步のところを強調しているというところであります。

それから、申しわけありません。先ほどの旅費の件でございますけれども、獣医師の旅費につきましては、最終的には国が負担するということとなります。家畜伝染病予防法に基づきまして国が最終的には負担するということとなります。説明が不足しておりました。

○工藤勝博委員 マスコミにもかなり報道された部分で、宮崎県には素晴らしい和牛の種雄牛がたくさんいますけれども、それをなくしたくないという思いで、知事もその辺かなり思いが強過ぎて判断もおくれたのかなという感じもしますけれども。最終的にはやっぱり本部長の知事の判断も重要なかぎを握っていると思うのですけれども、そういう点を考えた場合、岩手県の達増知事にも、そういう畜産に関してのある程度の事情も理解していただければいいのかなという思いがありますけれども、その辺の対応はどういうふうにお考えでしょうか。

○千葉畜産課振興・衛生課長 種雄牛の管理でございますけれども、岩手県の場合は御存じのとおり、畜産研究所の種山畜産研究室で一元管理をしております。

種牛は基本的に、非常に特殊な飼いをしますので、県内で飼える施設については、種山畜産研究室のほかに畜産研究所の外山畜産研究室という、この2カ所ぐらいだというふうにご存じのとおり、今回は宮崎県で発生がとどまっておりますけれども、万が一宮崎県

以外でも発生した場合には、外山畜産研究室にも分散して飼育管理するという内々を決めておきまして、これにつきましては知事の了解も得まして対応をしてきたところであります。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

○工藤大輔委員 やはり初動態勢ということになると、農家が飼っている家畜の異常をどのように発見するかということが非常に大切だと思います。

口蹄疫以外にもさまざまな伝染病等があるわけですが、現状において、生産者がどのぐらいの理解をされているのかどうか。実際に一回も経験したことがなければ、どんなものなのかよくわからないと、見聞きした程度で実はわからないという農家がほとんどだと思いますし、また高齢化している現状からすると、その異常の発見というのもおくれるケースも、今後多々出てくるのかなというふうに思いますので、その現状認識と、これから県が行うべき対応について改めてお伺いしたいと思います。

また、種牛の管理ということで、ただいまは発生してからの管理の方法だったと思いますが、今回の宮崎県での発生を受けて、これから通常の管理体制は、岩手県ではどうあるべきか、どのようにやっていく方向なのか、お伺いしたいと思います。

○千葉畜産課振興・衛生課長 まず、農家の異常家畜の認識ですけれども、これについては、日ごろから家畜保健衛生所のほうが、機会あるごとにいろいろな機会をとらえてお話をさせていただいておりますが、やはり農家だけではなくて農協とか診療の獣医師とか、そういった方々も大きな役割を果たしていると思いますので、総合的な呼びかけなり働きかけが必要だというふうに思っております。

それから、種山畜産研究室での種雄牛管理でございますけれども、御存じのとおり種山畜産研究室というのは山の上にございまして、道路が1本あるということで比較的周りから隔離されているということです。今回宮崎県で発生になりましたから、それまでは視察の方々がおりましたが、視察の方々もすべてお断わりして、完全な密閉状態というか封鎖状態に今しております。

外から入るものは、あとは飼料会社のトラックなのですけれども、トラックにつきましては、入り口のところでとめていただいて消毒した後、場内に入っていくというような防疫対策を徹底しておりますので、今岩手県で考えられる施設の中では、種山畜産研究室が最も防疫対策にすぐれた施設というふうに考えておりますので、こういった取り組みを今後も続けていって、ウイルスから種雄牛を守っていきたいというふうに考えております。

あとそれから、種山畜産研究室には種雄牛のほかに、それから生産した凍結精液があります。凍結精液も、万一岩手県で発生して移動制限区域内に入りますと、そこから持ち出せなくて農家に受精できなくなりますので、6月末に宮古市のほうに一部移動しまして、種山畜産研究室と宮古市の距離は70キロくらいありますけれども、どちらから安定的に供給できるような体制を整備しました。

○工藤大輔委員 宮古市のほうに移したという、その宮古市の選別の判断基準がどういっ

たことで、管理体制がそこにあったのかどうかお伺いしたいと思います。また、宮崎県の事例等で見ますと、同じ牛舎が並んだところで、くっついたところのある1頭のスーパー種牛が感染したということで、種山畜産研究室の中でも今後検討すべき管理体制もあるのかなというふうに思いますので、いま一度検討もしていただきながら、万が一の発生の際に最小限の被害で食い止められるような体制を、今後も引き続き検討していただきたいというふうに思います。

また、今回の口蹄疫の発生で、県内の生産者も大打撃を被っていると思います。私も聞いているところによると、販売価格も10万円単位で下回ってしまって、生産は、非常に今現場は苦しいというような声もあるのですが、県の現状認識と、それに対して今後どのような支援を国のほうへ求めるかということも含めて、あるいはマルキン等の制度もあるわけですが、どのような対応をしようとするのか、お伺いいたします。

○千葉畜産課振興・衛生課長 宮古市の選定基準でございますが、まず搬出制限区域は半径20キロですので、種山畜産研究室から一つ出ても大丈夫のように40キロ以上離れた地域で、家畜が少なければ発生する確率は低いだらうということで、家畜の密度が一番低い地域ということで宮古市を設定したものであります。

基本的に、万が一種山畜産研究室で管理している種雄牛に口蹄疫が出ますと、今の指針ですとすべてが疑似患畜というふうになってしまいますが、もう一度、その辺のところの管理の仕方について検討してまいりたいというふうに思います。

○山田畜産課総括課長 県内の肉用牛の価格についてでございますが、確かに肉用牛の子牛市場の価格はここ数年かなり下がっていて、30万円台半ばというところでございます。これは、直接口蹄疫の影響だけではなくて、景気の低迷とかそういうほかの影響も考えられますが、確かに下がっていることは事実でございますので、国の新しい制度——今、新マルキンという制度ができて、今までは所得に対する8割補てんでありましたのが、物代金も含めて8割補てんをするという考え方になりましたので、そういうものを活用しながら、あとは生産性の向上等いろいろと事業を使いながら、農家の皆さんの支援をしていきたいというふうに考えております。

○熊谷泉委員 10年前の宮崎県の口蹄疫発生の際に、紫波町では町版の家畜防疫協議会というものをつくりまして、本部長は町長ということで一応組織図をつくって、毎年春に家畜保健衛生所の職員を呼んでいつも合同会議をやっていたのですが、やはりほかの町村でも、できていれば問題はないと思うのですが、何かあったときにすぐ対応できる市町村の対策本部のひとつの型を、各市町村にも組織として立ち上げておく必要があるのではないかと思います。ほかの市町村の取り組みはどうなっているか、わかれば教えていただきたいと思います。

○千葉畜産課振興・衛生課長 市町村における家畜防疫体制でございますけれども、現在34市町村のうち、整備されておりますのが23市町村でございます。またこのほか、鳥インフルエンザということで整備されている市町村が七つほどございます。こういった中で、口蹄

疫ということは新しいわけではないのですけれども、今回、いろいろな形で脅威を感じておりますので、これから市町村に対しましてこういった防疫体制の整備を支援してまいりたいと考えております。

○熊谷泉委員 紫波町の場合は、建設業者とも重機の同意とかそういう業者のリスト等、電話番号なんかも一応組織図には書いておりますので、やはり迅速に埋却するときは24時間以内ということですので、1日で市町村で対応ができるような体制はいつも確認しておく必要があるかなと思います。

今回岩手県から、県の職員もあると思いますが、共済あるいは全農の職員ということで、何名か派遣されているというふうに聞いておりますが、総勢で何名、今回宮崎県に派遣したのかわかっていれば教えてください。

○千葉畜産課振興・衛生課長 今回県の場合は、県の職員は実際に行った24名で、延べ151名になります。

それから、県以外の民間団体のほうからは4団体で応援をいただきまして、具体的には日本養豚開業獣医師協会、全農岩手県本部、共済連合会、岩手大学のほうから8名、延べ53名の応援をいただいております。

○熊谷泉委員 岩手県からかなりの人数が派遣されているわけですが、口蹄疫というのはめったに起きては困るのですが、いつの時点か、その人たちにある意味集まってもらって、今、県の防疫マニュアルもあるわけですが、現場で起きていることは、いわゆる紙面であることとは違ってかなり生々しい話がいろいろ聞けると思うので、そのマニュアルを完全にするためにも、一度みんなに集まってもらってディスカッションといいますか、そういう機会があってもいいと思いますが、どうでしょうか。

○千葉畜産課振興・衛生課長 マニュアルにつきましては、今回ある程度整理をしましたけれども、今御指摘をいただきましたように、現場を実際に経験された方の意見は貴重だというふうに思いますので、これからそういう人たちの意見を聞く場を設けて、さらにマニュアルの充実を図ってまいりたいと思います。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

○佐々木博委員 ちょっと初歩的なことで教えていただきたいのですけれども、この口蹄疫が発生すると、とにかく全頭殺処分、埋却ということで、非常に落胆した農家の方々、よくテレビで拝見していましたが、精神的にも大変打撃はあるでしょうけれども、経済的にも非常に損失が大きいのだというふうに思いますが、これの補償というのは具体的にはどのようなになっているのでしょうか。

○千葉畜産課振興・衛生課長 補償につきましては、まず今回二つありまして、一つは実際に発生した農場の場合は、国のほうから家畜伝染病予防法に基づきまして評価額の5分の4と、そのほかに今回特措法によりまして5分の1ほどで、おおむね10分の10というのですか、全額評価額が補償されることになりました。

それからもう一つ、ワクチン接種をして全頭殺処分につきましても、全頭に評価額そのま

ま、要するに口蹄疫の場合は、この牛が 100 万円なら 100 万円補償されるということになります。

このほかに経営支援ということで、和牛ですと 1 頭当たり 5 万 9,000 円ほどの支援が出るようになっておりまして、そういう形で経営支援に向けて、国の補償も今回新たに充実する部分がかかりございます。

○佐々木博委員 大部分がカバーされるということのようではございますけれども、この特措法というのは時限立法ですか。それとも、余りあってはいけないことではございますけれども、今後ともずっとこういう対応にするということなのでしょうか。

○千葉畜産課振興・衛生課長 これは平成 24 年 3 月までの時限立法でございます。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 ほかになければ、これをもって口蹄疫の初動防疫体制についての調査を終了いたします。

この際、執行部から主要農作物の生育状況と今後の技術対策についてほか 3 件について、発言を求められておりますので、これを許します。

○千葉農産園芸課総括課長 主要農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明いたします。

まず、これまでの気象経過と今後の予測でございます。

4 月は、平年よりも大幅に低い気温で推移いたしました。日照時間もかなり少なく、県内 33 観測地点中 7 カ所で観測史上最少となったところでございます。5 月は、気温の変動が大きく、13 日ごろと 26 日ごろにはかなりの低温でございました。上旬は晴れの日が多かったのですが、中下旬は曇りや雨の日が多く、日照は盛岡で少ない、宮古でかなり少ないとなりました。6 月は、それまでの不安定な天候が一転しまして、気温はかなり高く推移したところでございます。日照は上旬が多かったのですが、中下旬は梅雨前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が多くなりました。梅雨入りは平年より 4 日遅い 6 月 16 日ごろと発表されております。6 月 24 日発表の、東北地方の 7 月から 9 月の 3 カ月予報では、7 月から 9 月の平均気温は平年並みまたは高い確率がともに 40%、降水量は平年並みまたは多い確率がともに 40%となっております。なお、8 月には気温の低くなる時期がある見込みと予想されているところでございます。

続きまして、生育状況と今後の技術対策であります。

まず、水稲についてであります。6 月 25 日現在の生育状況は、草丈は平年より長く、莖数は平年を下回っております。また、葉数から見ました生育の進みぐあいは平年並みということでございます。今後の技術対策といたしましては、莖数が平年を下回っていることから、分けつを促す浅水管理をまず継続していただきたい。それから、莖数確保後の中干しによる根の健全化を図り、また、斑点米カメムシの増殖抑制のため、畦畔の草刈りの徹底を指導してまいります。

麦、大豆につきましてです。小麦は、生育ステージのおくれから、収穫のピークは7月上旬と見込まれております。これまでの病害虫の発生は平年並みであります。春先の低温の影響で、穂数が平年並みからやや少ない傾向にあり、収量も平年並みからやや少ないと予想されておるところでございます。大豆は、播種が全県的に平年並みに行われまして、出芽のそろいは良好で、その後の生育もおおねむ順調であります。今後の対策ですが、小麦は収穫期を迎えておりますことから、品質確保のため、適期刈り取りと適正な乾燥、調製の実施を指導してまいります。大豆は、除草と倒伏防止を兼ねた中耕、培土の実施を指導してまいります。

次に、野菜についてであります。生育状況は、4月から5月の低温によりまして、雨よけトマト、雨よけピーマンにつきましては生育がおくれが見られましたが、現在は回復傾向にございます。露地キュウリ、露地ピーマンについては、定植作業がおくれましたが、その後の好天によりまして生育は順調に推移しているところでございます。ハウレンソウにつきましても、低温により1作目の生育がおくれたため、2作目の播種もおくれましたが、その後の生育は順調に推移しているところでございます。キャベツ、レタスにつきましては、低温の影響により生育がおくれましたが、現在は順調に生育しております。なお、5月中旬以降の定植作業は計画どおり順調に実施されております。今後の技術対策といたしましては、病害虫が多発しやすい高温、多湿時期を迎えるため、トマトの灰色かび病、キュウリのべと病、キャベツのコナガ等の病害虫防除の徹底を指導してまいります。

続きまして、果樹でございます。生育状況は、リンゴにつきましては、4月から5月の低温の影響によりまして、開花期が平年と比べて7日程度おくれしております。生育は回復してきておりまして、現在の果実肥大は平年の90%程度となっております。なお、6月5日に、紫波町を中心に降ひょうがありまして、西洋ナシの果実に傷被害を受けたところでございます。今後の対策といたしましては、リンゴについては小玉となることが懸念されますことから、摘果作業がおくれしないよう指導を徹底してまいります。また、病害虫が多発しやすい時期を迎えておりますので、斑点落葉病、キンモンホソガ、ハダニ等の防除を指導してまいります。降ひょう被害を受けた西洋ナシにつきましては、被害を最小限に抑えるため、できるだけ商品価値の高い果実を残すよう、摘果作業の吟味等を指導してまいるところでございます。

最後に、花きにつきましてです。生育状況は、リンドウについては、4月から5月の低温により生育がおくれしておりましたが、現在は回復してきているところです。小菊についても生育は回復してきております。リンドウ、小菊とも、7月中旬から本格的に出荷が始まる見込みでございます。技術対策といたしましても、病害虫が多発しやすい時期を迎えるため、リンドウの葉枯れ病、アブラムシ、ナモグリバエ等の防除の徹底を指導してまいるところでございます。

以上、4月から5月は低温が続き、かなり生育が心配されましたが、天候の回復とともに、各作物の生育は順調に推移しているところでございます。説明を以上で終わります。

○堀江林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税の今後の基本的方向についてでございますが、この件につきましては、先般の本議会一般質問の際に、平沼議員ほかから御質問いただいております農林水産部長が御答弁申し上げておりますが、ここで改めて御説明申し上げたいと思います。お手元に配付しております資料に沿って御説明申し上げます。

資料1ページの要旨の欄でございますとおり、いわての森林づくり県民税の今後の基本的方向、来年度以降につきましては、昨年度行いました県民意識アンケート調査結果あるいは県議会、県民の皆様からの意見を踏まえまして、昨年度の事業評価委員会——これは外部有識者で構成する委員会でございますが、検討を重ねまして、去る3月30日の委員会におきまして、継続する方向で提言を受けております。

来年度以降の県民税のあり方につきましては、この提言を基本としまして、現在国が検討しております新たな森林、林業政策の内容を踏まえまして、素案を作成しまして、パブリックコメントあるいは県内各地での説明会を開催しながら、さらに意見を集約し今年中、年内に最終案を取りまとめる予定としているところでございます。

そこでまず、平成18年から始まっております、この県民税を活用しました各種事業の状況でございます。

恐縮でございますが、2ページ目のほうを先にごらんいただければと思います。

2ページ、3ページで現在の状況をお示しておりますが、まず、3、参考の1の(1)でございますが、事業全体の事業費の状況でございます。税収がございまして、4年間の合計で約26億3,000万円の税収がございました。これに対しまして、関連事業ということでございまして、事業費は4年間で合計約23億5,000万円の事業を実施してきたところでございます。この税収と事業費の差額約2億8,000万円弱でございますが、これについては、昨年度末のいわての森林づくり基金のほうに積み立てているという状況でございます。事業費23億5,000万円の内訳の中にもございますが、メインとなりますいわて環境の森整備事業、針広混交林誘導伐でございますが、こちらが約22億8,000万円と、全体の97%を占めるものでございまして、ほかにソフト事業としての各種事業を展開しております。

主要事業の実績でございますが、(2)の①にございまして、いわて環境の森整備事業でございますが、これは今申し上げましたとおり、公益上特に重要な森林で、針広混交林の誘導伐を行いまして、針葉樹と広葉樹が入りまじった森林へ誘導する、その結果として公益的機能を高めるというものでございますが、この4年間で5,500ヘクタールの面積を確保しまして、全体計画7,500ヘクタールの約7割を確保しております、おおむね順調に推移しております。今年度は残り2,000ヘクタールを目標に事業実施を考えております。

3ページでございますが、ソフト事業として、地域住民やNPO団体が主体的に取り組みます、森林を守り育てる活動、森林づくりに対する意識醸成、こういったものを支援する県民参加の森林づくり促進事業につきましても、この4年間で支援団体数が92団体、参加者にしますと延べ1万8,000人の御参加をいただいております、県内各地で広範な活動が展開されております。グラフにもございまして、毎年度、実施団体及び参加者がふえて

きているというところでございます。

さらに③でございますが、平成20年度から実施しております、児童、生徒を対象とした森林学習、あるいは県民を対象とした森林講座、ボランティア育成講座などを行います、いわて森のゼミナール推進事業につきましても、予定された計画どおりの事業実施を行っております、その結果として、森林、林業に対する知識を学ぶ機会を県内各地で提供できているものでございます。

最後に④でございますが、いわての森林づくり普及啓発事業ということで、森林の役割あるいはその機能の重要性などについて、県民の皆様にごできるだけ知っていただくということ、あるいはこの県民税の取り組みを御理解いただくということを展開しております。新聞広告あるいはフォーラムの開催などを行いまして、さまざまな機会をとらえて県民各層への普及啓発を実施してきたところでございます。

経過として、事業はおおむね順調に進んできているところでございますが、この事業は4年間ということで、今年度が最終年度ということもございまして、来年度以降どのようにあるべきかというものの検討も昨年度来進めてきたところでございます。

1ページのほうに戻らせていただきますが、先ほど要旨で御説明しました事業評価委員会の提言内容が1のところでございますが、今後の基本的方向性としまして、針広混交林へ誘導する強度間伐を、今年度まで7,500ヘクタール、計画どおり実施しても、依然として緊急に整備が必要だという森林が1万9,000ヘクタールあると見込まれることから、来年度以降も本県民税の目的を継承し、当該制度を継続という提言をいただいたところでございます。

また、この制度のフレーム——制度設計でございますが、県民の意見を尊重しながら、現行をベースとした課税負担とすることが必要という提言を受けております。すなわち、個人から1,000円、法人から、資本金の額に応じた額を期間を5年間として実施することが必要ということで御意見をいただいております。

次に、具体的な使途でございますが、これはこれまで同様に大きく二つの施策を展開というものでございまして、①の環境重視の森林づくり——いわゆるハード面でございますが、これについては、これまで同様、針広混交林へ誘導するための強度間伐を実施すると。対象年齢を9年齢から10年齢に引き上げるということでございます。

なお書きにございまして、現行の間伐や再生林への国の補助制度に対するかさ上げということも委員会の中で議論されたところでございますが、現在国が補助制度の見直し等を検討しているところでございますので、これにつきましては、その動向を注視し引き続き検討することということで提言を受けているものでございます。

次に、②の森林との共生——ソフト面でございますが、これにつきましては、県民参加の森林づくりの活動支援につきましては、これまでの活動に加えまして、新たに企業の森林づくりの活動に支援してはどうかという御意見をいただきました。

また、森林環境学習の展開につきましては、新たに児童に対する森林環境学習教材を配布

してはいかがかという御意見をいただきました。

普及啓発につきましては、従来の県民意識醸成の中で、さらにシンボルマークみたいなものをつくって売ってはいかがかという御意見、あるいは新たなものとして間伐材を活用した啓発の展開ということで、県産の間伐材を利用しました公共的な施設での木質化、あるいは木製品の整備利用みたいなものも考えてみてはいかがかという提言をいただいたものでございます。

最後に、この県民税のありかたについての今後の策定スケジュールでございますが、8月上旬には素案を公表したいと考えているところでございます。これを踏まえまして、引き続き8月から9月にかけてパブリックコメントあるいは県民アンケートを再度実施し、県内各地での地域説明会を開催し、引き続き県民の皆様の御意見をいただくこととしております。この意見等を踏まえながら、最終案の公表を本年11月の中旬に予定しているところでございます。

以上で、いわての森林づくり県民税の今後の基本的な方向についての御説明を終わります。

○阿部森林整備課整備課長 新たな松くい虫被害の発生について御報告いたします。

まず、西和賀町の被害の概要でございますが、本年6月7日、西和賀町中村地内——これは、秋田県境から約500メートルの地点でございますが、ここでアカマツ枯死木2本を発見し、林業技術センターで分析した結果、当月17日に松くい虫被害と判定したところでございます。

これを受けまして、6月21日、町と合同で被害地周辺の詳細調査を実施したところ、新たな被害木は発見されませんでした。感染源となるおそれがある雪害木等11本を確認したところでございます。これら被害木等13本すべてを西和賀町では6月23日までに伐倒駆除を実施したところでございます。

岩手県では、平成13年に横手市に被害が侵入していたことから、西側からの被害侵入のおそれが高いところとして、標高の低い国道107号線沿いの監視を強化していたところでございます。今回の被害は国道沿いにあり、しかも横手市の被害発生地域に隣接していることから、秋田県側からの被害伝播と推察されるところであり、西側からの被害侵入は初めてでございます。

当該地域の被害は、点的な被害にとどまっていること、また西和賀町はアカマツ林が非常に少ないこと、気温が低くマツノマダラカミキリの生息に適していないことなどから、被害の拡大阻止は可能というふうに考えているところでございます。

次に、釜石市の被害でございます。釜石市松倉地内——ちょうど県立釜石病院の近くでございますが、ここで枯死木2本発見の通報を受けまして、6月25日、材辺を採取し、林業技術センターで分析したところ、6月29日に1本から線虫が確認され、松くい虫被害と判定したところでございます。

被害地は沿岸の既被害地——ちょうど大船渡市三陸町でございますが、から直線距離で

も遠く離れており、現時点では被害がじわじわと北上してきた被害伝播によるものなのか、あるいは被害木単木で持ち込みによるものなのか、原因が不明でございます。

西和賀町に比較し気温が高く、マダラカミキリの生息に適していることから、徹底駆除を行い、被害の封じ込めが必要というふうに考えております。

なお、今月 5 日に釜石市と合同で被害地周辺の詳細調査を行い、被害原因の究明とあわせ、同時に被害木の伐倒駆除を実施する予定としてございます。

これらに対する対応策でございますが、まず被害侵入の監視強化といたしまして、県内各振興局等に配置しております松くい虫被害防除監視員による監視回数をふやすなど、監視体制を強化し、被害木の早期発見に努めてまいります。

また、被害木の移入を監視するため、地元の製材工場等への注視活動を強化するとともに、行政、林業関係者から成る連絡会議を開催するとともに、啓発用のチラシなどを配布いたしまして、地域住民の方々にも枯損木情報の提供を呼びかけてまいります。

さらに、西和賀町に関しましては、秋田県に対し県際の被害拡大防止対策の連携強化の要請を 6 月 28 日に行い、連携して対策に当たることを確認したところでございます。

また、新たに被害が発生した場合でございますが、初動態勢、早期発見、早期駆除の徹底が大切でございます。被害木と被害木周辺の感染源となる枯死木等すべてを伐倒駆除することとしているところでございます。

次のページにお進みください。被害地の位置でございます。左側、西和賀町では、秋田県の県境から東へ 500 メートルの地点で、秋田自動車道と J R 北上線に挟まれた、広葉樹と混交したアカマツ林で発生してございます。

一方、釜石市では、県立釜石病院の南側、傾斜がきつい斜面の中腹、広葉樹が主体となっている林の中で発生しているところでございます。

なお、下のほうに参考として、本県の松くい虫被害の状況をお示ししてございます。昨年度、平成 21 年度の被害量は 4 万 1,635 立方メートルということで、前年度と比べて 7% 減少してございます。

しかしながら、これまで被害がなかった盛岡市で昨年 10 月に被害が発生し、12 月に被害木に加え周辺の枯損木等についても伐倒駆除を行ったところでございます。

また同所では、この春に新たに 11 本の枯死木が発見され、うち 1 本から線虫が見つかり、被害木と確認されたところですが、盛岡市では 6 月中旬までにこれらすべてについて伐倒駆除を行ったところでございます。

今回の被害は、いずれも単木被害であることから、早期発見、早期駆除を徹底し、被害の拡大防止、封じ込めを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○菅原競馬改革推進室競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況について、説明させていただきます。

まず、1 の今年度発売額の計画達成状況でございますが、直近の 6 月 28 日までの 39 日間の岩手競馬発売額の達成率は 91.7% でございます。他の主催者の馬券を発売する広域受

託発売額については108.1%という状況でございます。

また、2の前年度比較でございますが、発売額については58億100万円で、前年度比91.5%となっております。入場者数については、競馬開催場では10万8,895人で、前年度比90.3%、それから総入場者数では43万6,449人で、前年度比86.4%となっております。

内訳につきましては、説明を省略させていただきますが、下の表をごらんいただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

○新居田弘文委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新居田弘文委員長 なければ、これをもって本日の調査を終わります。農林水産部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営についての相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。

次回、8月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目については、財団法人岩手生物工学研究センターにおけるバイオテクノロジー研究の取り組みについてとしたいと思っております。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会であります。所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については、チリ地震津波における復旧、復興状況についてとしたいと思っておりますが、これらに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新居田弘文委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。7月に予定しております県内調査についてであります。お手元に配付しております平成22年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新居田弘文委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。